

ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化について

～「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」における議論を中心に～

令和 4 年 3 月
総合通信基盤局
事業政策課

1. 検討の背景

光ファイバの整備

- 近年、補助金等を活用した積極的な整備により、有線ブロードバンド（光ファイバ等）の未整備地域の解消が大きく進展したが、**依然として、未整備地域が一部に存在する。**
- 都道府県別に見ると、**離島や山間地を多く有する地域**において整備が遅れており、**整備率の格差が発生している。**

FTTHの世帯カバー率



※ 町字別に、90%以上の提供がある場合は「1」、1～89%の提供の場合は「0.5」、提供なしの場合は「0」で世帯数を加重合計し、総世帯数で除したもの。
 ※ カバー率については、住民基本台帳等に基づき、事業者情報等から一定の仮定の下に推計したエリア内の利用可能世帯数を総世帯数で除したもの(小数点以下第二位を四捨五入)。

都道府県別の光ファイバ整備率



※ 2021年3月末時点

- 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等による、高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備等の整備を支援。具体的には、無線局エントランスまでの光ファイバを整備する場合に、その整備費の一部を補助する。
- また、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費に関して、その一部を補助する。

- ア 事業主体： 直接補助事業者：自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者：民間事業者
- イ 対象地域： 地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯）
- ウ 補助対象： 伝送路設備、局舎（局舎内設備を含む。）等
- エ 負担割合： （自治体が整備する場合）

令和4年度予算案 : 36.8 億円
 令和3年度補正予算額: 17.8億円
 [令和3年度予算額: 36.8億円]

【離島】

国 2/3	自治体 1/3
----------	------------

（第3セクター・民間事業者が整備する場合）
 【離島】

国 1/2	3セク・民間 1/2
----------	---------------

【その他の条件不利地域】

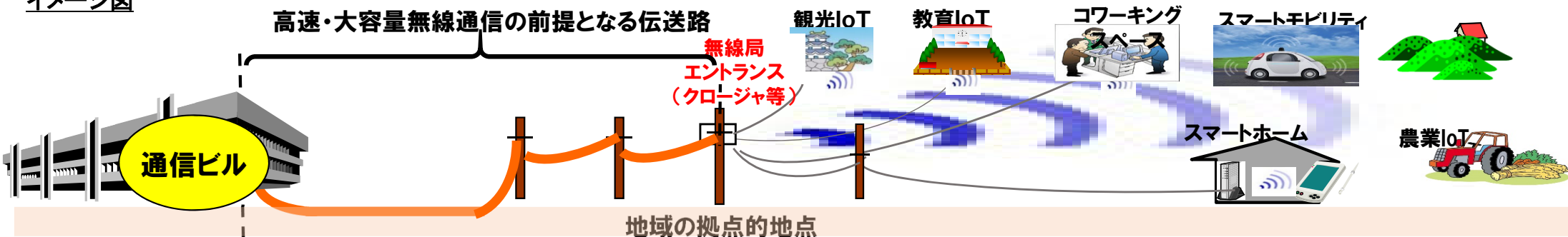
国(※) 1/2	自治体(※) 1/2	(※) 財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/3
-------------	---------------	-----------------------------

【その他の条件不利地域】

国 1/3	3セク・民間 2/3
----------	---------------

※離島地域の光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の1/2

イメージ図

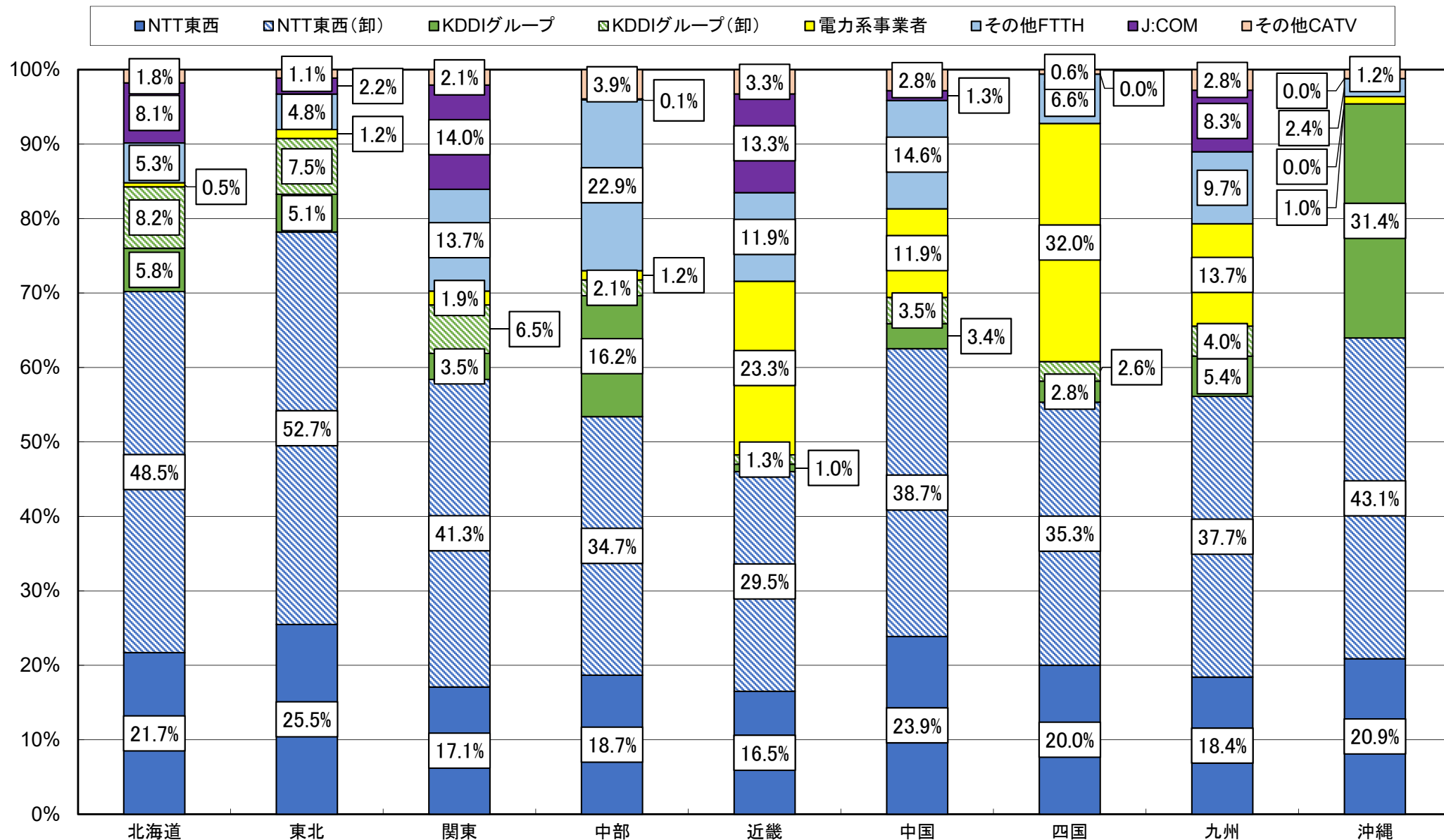


※新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。
 (公設のままの高度化や高度化しない更新は対象外)

※令和3年度補正予算では補助要件の拡大や補助率のかさ上げなどの措置あり

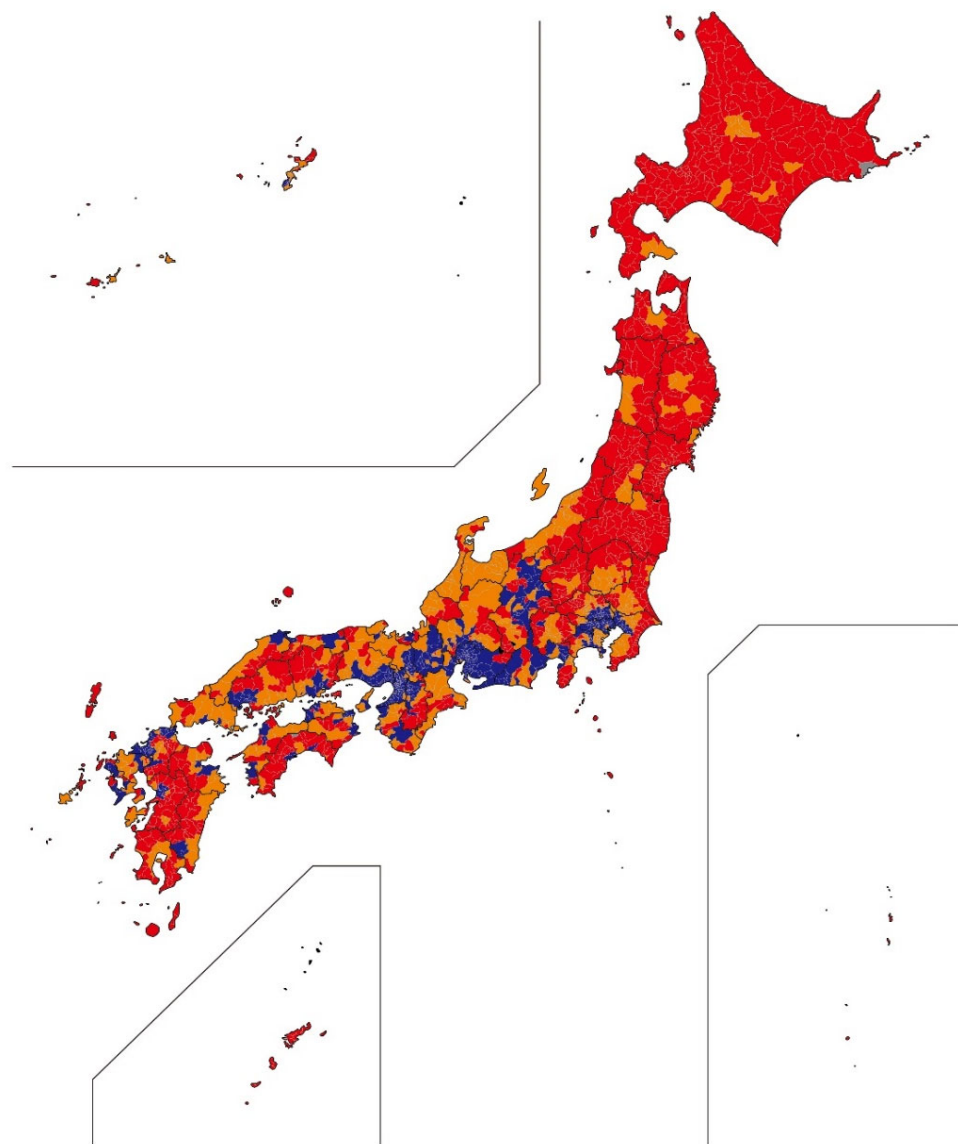
有線ブロードバンド市場の現状①(地域別の事業者シェア)

有線ブロードバンドは、NTT東西等の全国事業者のほか、電力系の通信事業者や地場のCATV事業者、公設公営の自治体など、様々な事業者によって提供されている。



出典:電気通信事業報告規則に基づく報告(2021年3月末時点)

- 都市部を除くと、有線ブロードバンドの回線設備を設置している事業者が1者しか存在しないエリア（設備面での非競争エリア）がかなりの割合を占める。
- 当該エリアにおける有線ブロードバンドサービスの提供は、当該事業者のインフラに全面的に依存している。



回線設備設置事業者の数

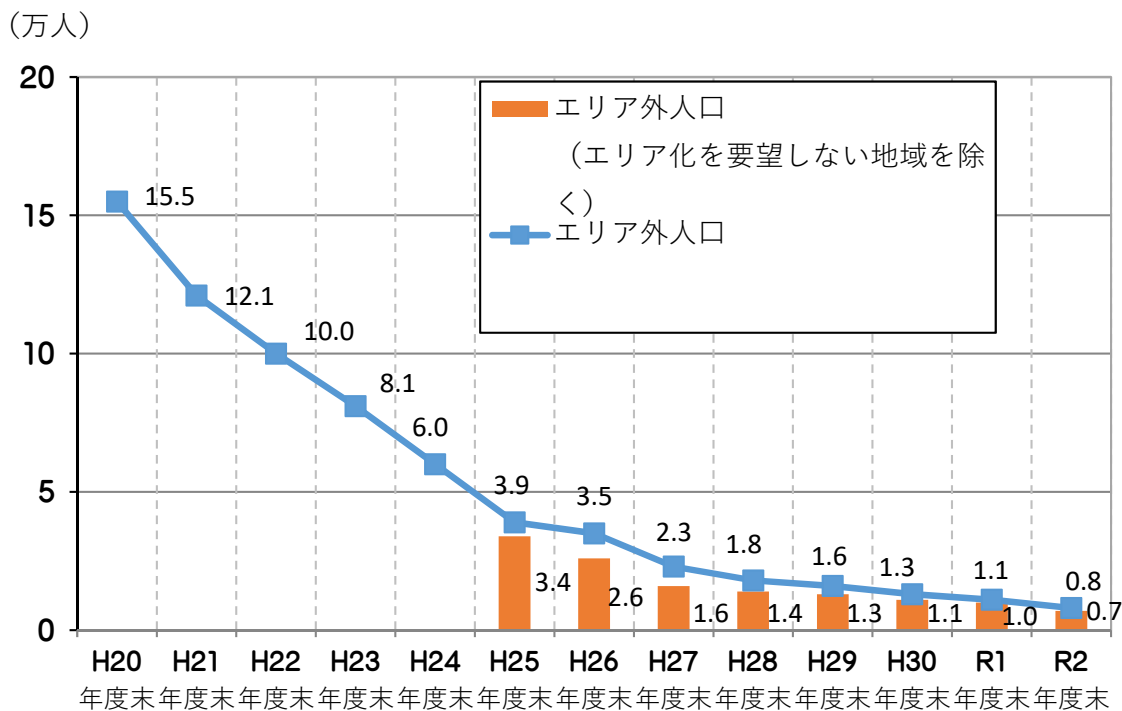
- 未提供
- 提供率50%未満
- 1事業者
- 2事業者
- 3事業者以上

- ※ 固定系超高速ブロードバンドとは、FTTH及び通信速度下り30Mbps以上のCATVインターネット。
- ※ ある事業者の設備整備エリアに含まれる、固定系超高速ブロードバンドサービスが利用可能な世帯が、市区町村全世帯のうち50%以上である場合、当該事業者はその市町村において設備整備済み。
- ※ 設備を整備している事業者はいるが、50%以上の世帯をカバーする範囲で整備している事業者がいない場合、「提供率50%未満」としている。
- ※ 1事業者がFTTH及び通信速度下り30Mbps以上のCATVインターネットの両サービスを提供している場合は、1事業者とカウント。
- ※ 2020年3月末時点

【参考】携帯ブロードバンドの整備状況

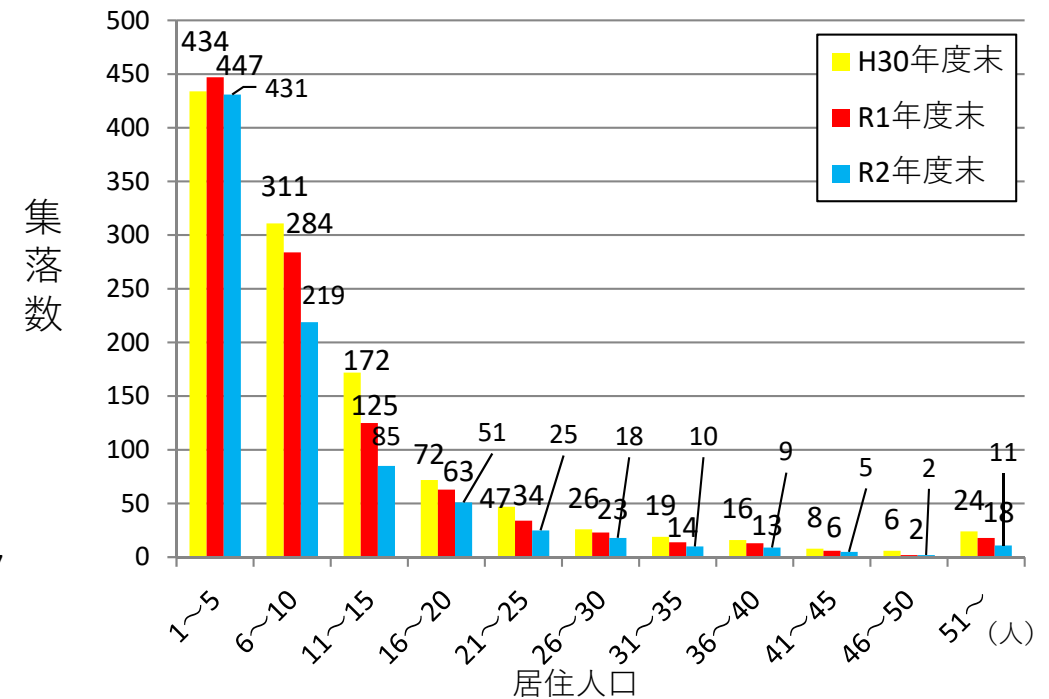
- 携帯ブロードバンドのサービスエリアの居住地カバー率は、居住人口の99.99%超。
- 携帯ブロードバンドのサービスエリア外の居住人口（エリア外人口）は全国で約0.8万人。
- 各携帯電話事業者の開設計画によれば、2023年度までにエリア外人口はゼロになる見込み。

エリア外人口等の推移

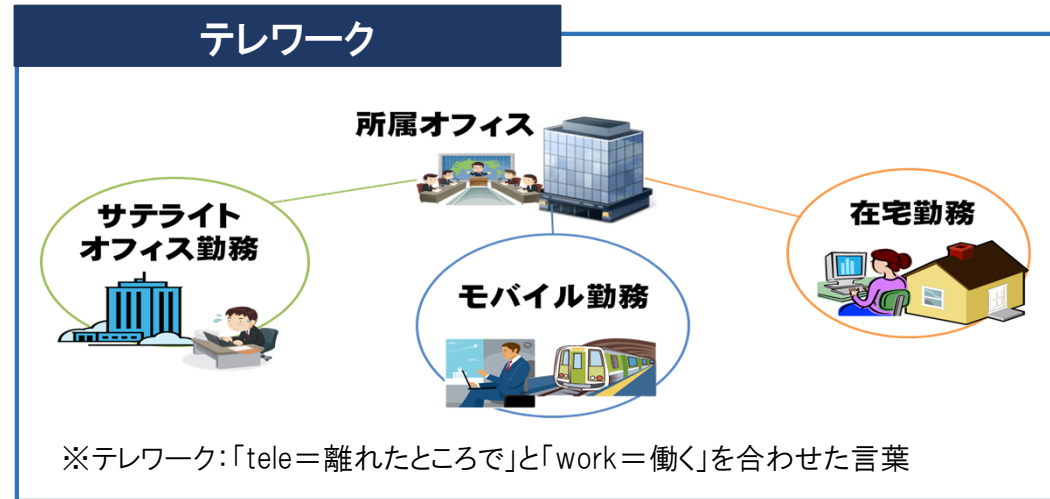


エリア外集落数

(箇所)



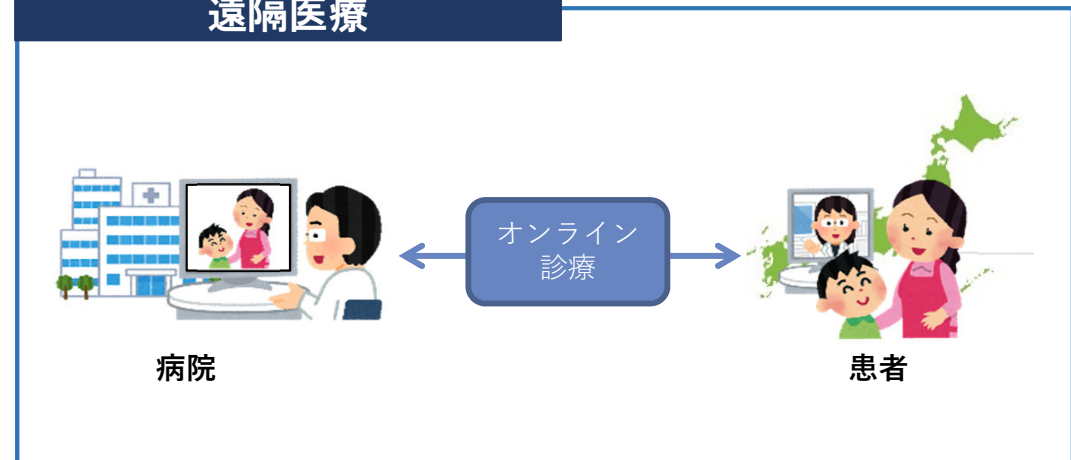
- 我が国が目指す未来社会であるSoceity5.0においては、**場所や時間にとらわれない柔軟な働き方や暮らし方**を実現することが期待されており、**テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等のサービスが不可欠な役割を果たすと想定されている。**
- また、**新型コロナウイルス感染症への効果的な対処を図るため、対面による接触を前提とせずに社会経済活動の持続的な実施を可能とする「新たな日常」を構築**することが求められており、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等が不可欠な役割を果たすと考えられる。
- これらのサービスは、**大容量のデータ通信を、リアルタイムかつ双方向で、常時行える環境**（※）が存在することを前提としている。
※ 継続的・安定的にテレワーク、遠隔教育、遠隔医療等のサービスを利用する環境を十分に確保する上で有線ブロードバンドは不可欠。



遠隔教育



遠隔医療



有線ブロードバンドと無線ブロードバンドの相違

有線ブロードバンドと無線ブロードバンドとは、**通信速度、通信の安定性、料金体系等**の点で、大きな違いがある。

		有線ブロードバンド (FTTHの場合)	無線ブロードバンド		
			LTE・4G※1	WiMAX	衛星ブロードバンド
最大伝送速度 (理論値、 ベストエフォート)	上り	概ね1Gbps※2	131.3Mbps※4	75Mbps※5	1.2Mbps※7
	下り		1.3Gbps※4	1Gbps※5	8Mbps※7
安定性		<ul style="list-style-type: none"> 回線の利用状況等に応じて変化 	<ul style="list-style-type: none"> 回線の利用状況等に応じて変化 電波伝搬環境(屋内/屋外、周辺遮蔽物、降雨、利用時間帯等)に応じて変化 	<ul style="list-style-type: none"> 回線の利用状況等に応じて変化 電波伝搬環境(屋内/屋外、周辺遮蔽物、降雨、利用時間帯等)に応じて変化 	
カバー範囲		世帯カバー率99.1%※3	人口カバー率99.99%※3		日本全域
提供主体		NTT東日本・西日本、KDDI等	NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク等	UQモバイル	スカパーJSAT
料金 (税抜)	体系	定額、無制限※2	従量又は容量制限	定額、無制限※5,6 (3日間で10GBの制限あり)	定額
	初期費用	18,800円(契約料、工事費)※2	3,000円(契約手数料)※4 +機種代金	3,000円(登録料)※5 +機種代金	50,000円(登録料)※7 +工事費等※8
	ランニング費用	5,700円/月※2	2,980~5,980円/月※4	3,880円/月※5	120,000円/月※7

※1 (参考)5Gの最高通信速度は下り20Gbps/上り10Gbps(ITU-R報告 M.2410、M.2412)

※2 NTT東日本 フレッツ光ネクスト ファミリー・ギガライタイプ(にねん割適用、ISP料金(ぶらら)・屋内配線利用料、回線終端装置利用料を含む1年目の料金。)

※3 総務省調べ(2020年3月末現在)

※4 NTTドコモ モバイルWi-Fiルーター ギガライト(定期契約あり)契約時。

※5 UQモバイル WiMAX Speed Wi-Fi HOME L02使用時

※6 3日間で10GBを超えた日の翌日のネットワーク混雑時間帯に速度制限あり(概ね1Mbps)。

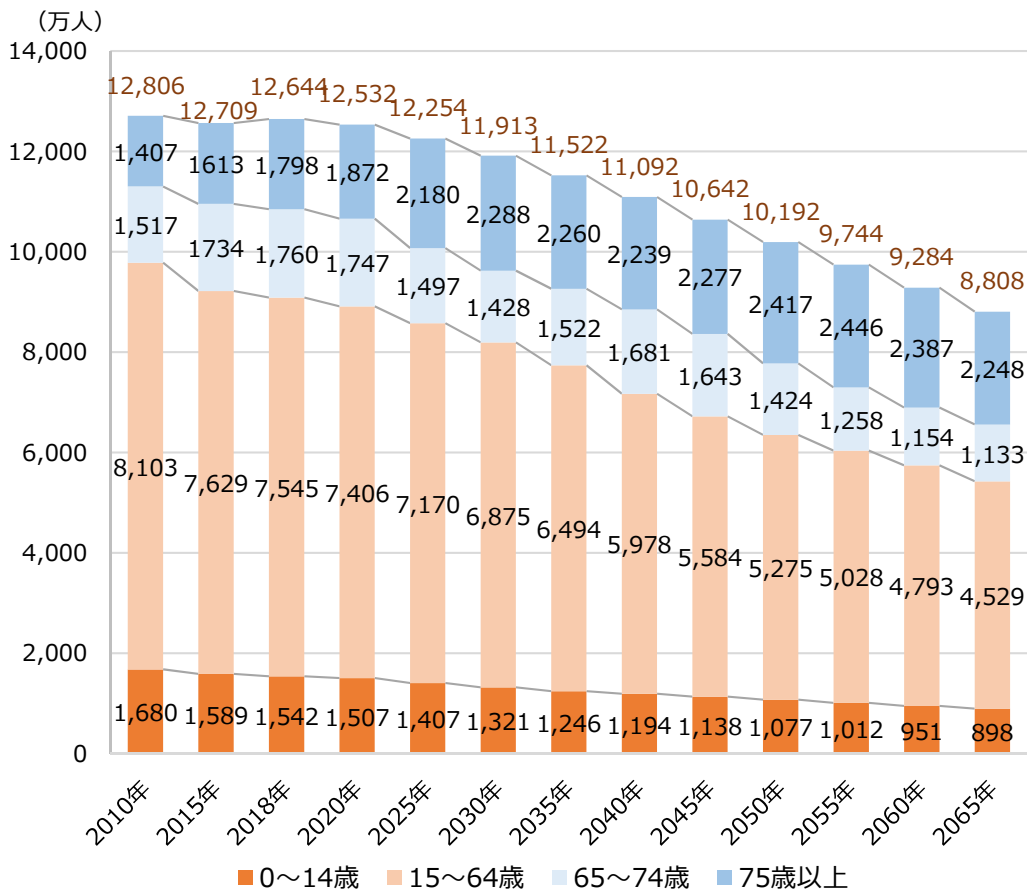
※7 スカパーJSAT ExBird インターネット接続プラン・プレミア

※8 VSATレンタル費用、導入設置工事に関する費用。

(参考)	1Mbps	10Mbps	100Mbps	1Gbps
映画一本(DVD一枚:約4GB)のダウンロードにかかる時間	約9時間	約50分	約5分	約30秒

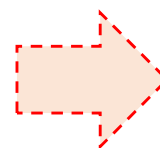
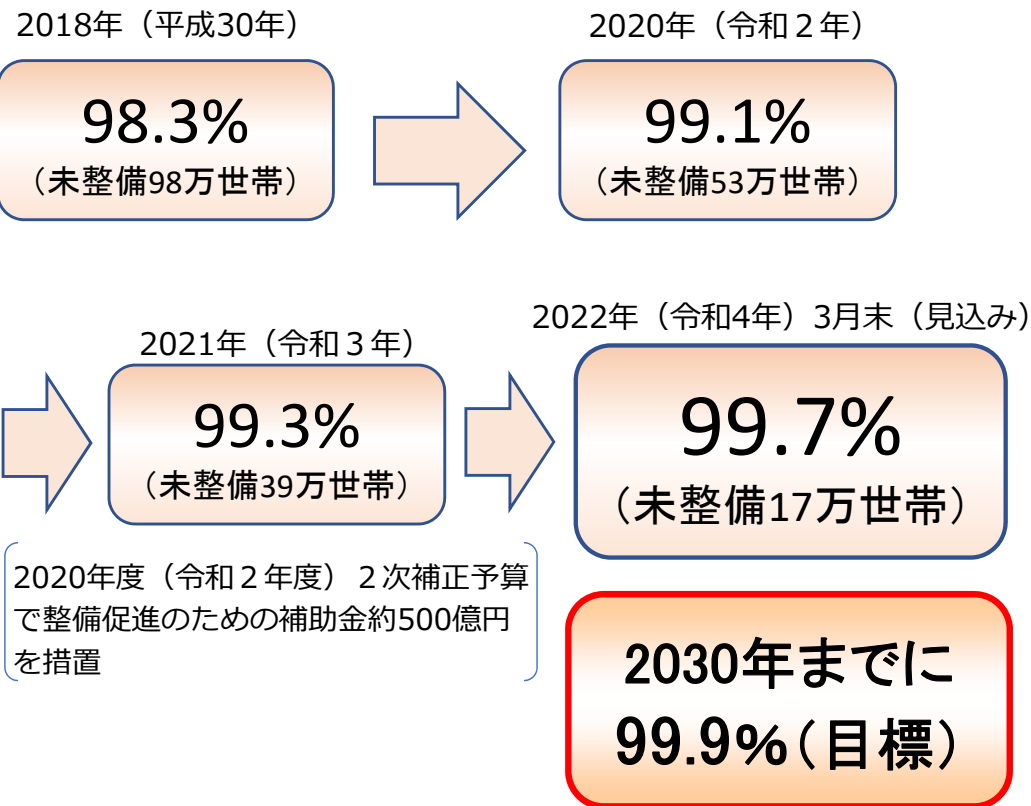
- 地方における有線ブロードバンドサービスの重要な担い手であるローカル事業者は、人口減少の進展に伴う利用者数の減少等の理由により、採算性が悪化しつつある。今後、人口減少が一層進展した場合、地方における有線ブロードバンドサービスの維持が困難になる可能性。
- 近年、補正予算等を活用した積極的な整備により、有線ブロードバンド未整備地域の解消が進展したが、依然として、光ファイバ未整備のエリアが約17万世帯存在（2022年（令和4年）3月末時点）。未整備の主要な理由の一つが、整備後の維持可能性への懸念。

日本の人口の推移



出典：高齢社会白書(2019年版)を基に総務省作成

全国の光ファイバの世帯カバー率 (各年3月末 推計値)



未整備地域の更なる解消を進めるためには、整備後の維持費用に対する懸念を払拭する必要

- NTT東西独力による日本全国の電話網の維持が困難となったことを踏まえ、2001年(平成13年)の電気通信事業法の改正により、
 - **基礎的電気通信役務**(国民生活に不可欠であるため、ユニバーサルサービスとしてあまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信サービス)に**固定電話、公衆電話、緊急通報**を位置付けるとともに、
 - **当該役務の提供事業者**(NTT東・西)に、**交付金を交付する制度**(ユニバーサルサービス交付金制度)を創設。
- 交付金の原資は、**受益者負担**の考え方にに基づき、**NTT東西の電話網と接続する各事業者が負担**(利用者に転嫁)

該当するサービス

固定電話 公衆電話 緊急通報
(110, 118, 119)



※携帯電話、ブロードバンド、電子メール等は、基礎的電気通信役務ではない。



現行のユニバーサルサービス交付金制度

負担対象事業者

携帯電話事業者



固定電話事業者



IP電話事業者



補填

負担金

(電気通信番号数に応じて負担)

2円/月・番号
(令和4年)

支援対象事業者

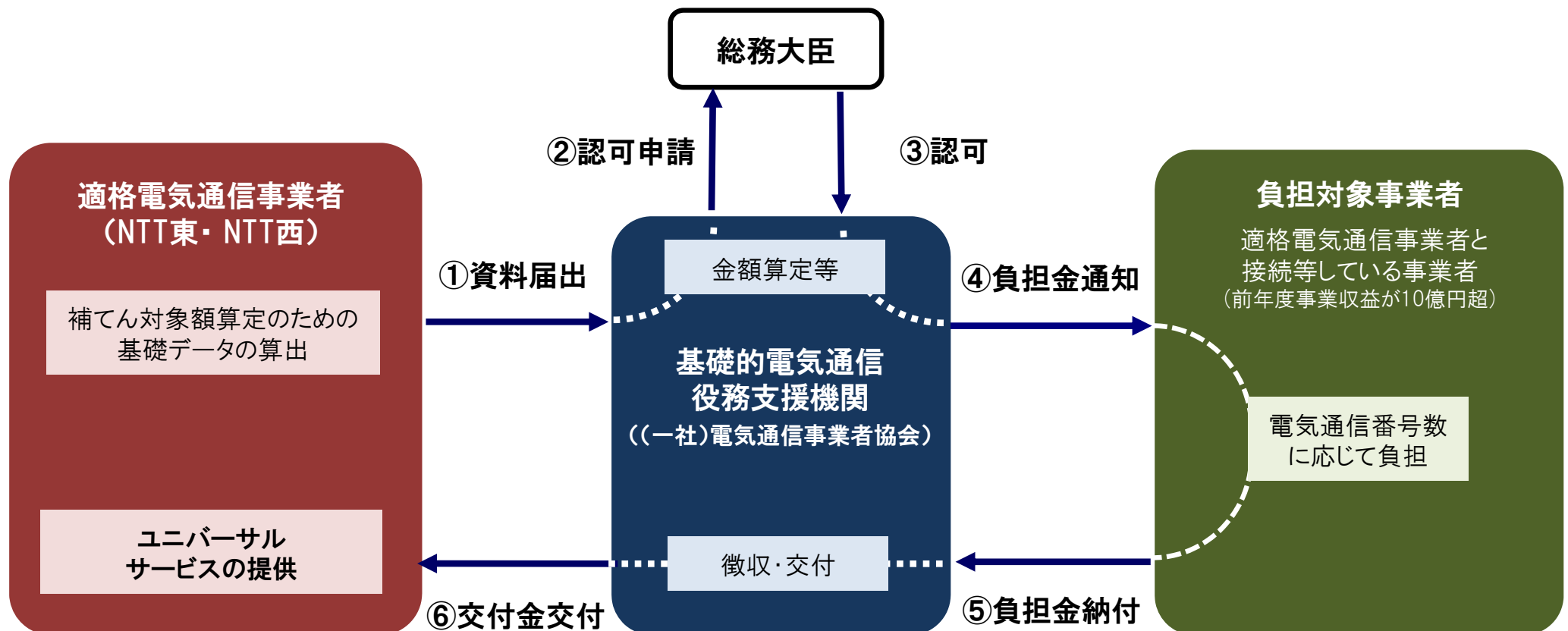
NTT東日本
NTT西日本

交付金

(赤字の一部を補填)

68億円
(令和3年度認可)

- 基礎的電気通信役務支援機関（＝一般社団法人・電気通信事業者協会）が負担対象事業者から負担金を徴収し、適格電気通信事業者（＝NTT東西）に交付金を交付（民間事業者間の相互扶助の仕組み）
- 毎年の負担金・交付金の額は、審議会への諮問やパブコメを経て、総務大臣が認可。



2. 「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」における議論

「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」

- 情報通信審議会「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申」（2019年（令和元年）12月17日）を踏まえ、ブロードバンドのユニバーサルサービス化等について集中的・専門的な検討を進めるため、**2020年（令和2年）4月から「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」での検討を開始。**
- 2021年（令和3年）9月28日に中間取りまとめを行い、**最終取りまとめ案のパブリックコメントを実施**（2021年（令和3年）12月23日～2022年（令和4年）1月21日）。
- **2022年（令和4年）2月2日の第18回研究会において、最終取りまとめ。**

2020年（令和2年）		2021年（令和3年）			2022年（令和4年）		
4月		9月		12月		2月	3月
4/3(金)		9/28(金)		12/14(火)		2/2(水)	3/4(金)
●	...	●	...	●	...	●	●
第1回		第14回 中間取りまとめ		第17回 最終取りまとめ 素案		第18回 最終取りまとめ	法律案 通常国会提出

ユニバーサルサービス交付金制度は、ある1年間の事業者の収支実績を基に、次年に赤字額・支援額を算定・認可し、次々年に徴収・交付する仕組み。

このため、令和4年の通常国会に法案を提出し、成立した場合、交付金の交付は最短で令和7年からとなる見込み。

構成員

(座長) 大橋 弘 東京大学公共政策大学院 院長
 (座長代理) 相田 仁 東京大学大学院 工学系研究科 教授
 大谷 和子 株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
 岡田 羊祐 一橋大学大学院 経済学研究科 教授
 穴戸 常寿 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
 関口 博正 神奈川大学 経営学部 教授
 長田 三紀 情報通信消費者ネットワーク
 林 秀弥 名古屋大学大学院法学研究科 教授
 藤井 威生 電気通信大学
 先端ワイヤレスコミュニケーション研究センター 教授
 三友 仁志 早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科 教授

(オブザーバ) 全国知事会
 全国市長会
 全国町村会
 (一社) テレコムサービス協会
 (一社) 電気通信事業者協会
 (一社) 日本インターネットプロバイダー協会
 (一社) 日本ケーブルテレビ連盟
 日本電信電話(株)
 KDDI(株)
 ソフトバンク(株)
 (株) オプテージ

第1章 制度改正の基本的考え方

- テレワーク・遠隔教育・遠隔医療などの安定的な利用を可能とする**ブロードバンドサービスを電気通信事業法上の基礎的電気通信役務**(※1)の新たな類型として位置付ける。

※1 国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信役務

- **基礎的電気通信役務の新たな類型として位置付けるブロードバンドサービス**は、①通信速度（大容量の動画を送受信可能か）、②遅延の程度（リアルタイムでの双方向のやりとりが可能か）、③料金体系（定額料金で原則無制限に利用可能か）の3点を総合的に考慮し、**FTTH及びHFC方式のCATVインターネットとすることが適当**である。
- **ブロードバンドサービスに係る新たな交付金制度の創設によって整備後の維持費用に対する支援が行われるとの見通しが立てば、現在、整備後のサービスの維持可能性への懸念が理由となって整備が行われていない地域においても、整備が進むことが期待される。**

第2章 新たな交付金制度の在り方

交付金制度の目的： 1. 不採算地域におけるサービスの安定的な提供の確保
2. 有線ブロードバンド未整備地域の解消促進
3. 公設公営・公設民営から民設民営への転換促進

- **ブロードバンドサービスに係る新たな交付金制度は、電話に係るユニバーサルサービス交付金制度と同様、不採算地域におけるサービスの安定的な提供を確保することをその第一義的な目的とするものである。**
- 一方、**電話と異なる有線ブロードバンドサービスの特性(未整備エリアが一部存在、提供事業者が多様等)を踏まえ、「有線ブロードバンド未整備地域の解消促進」と「公設公営・公設民営から民設民営への転換促進」もその副次的な目的とした制度として設計することが適当**である。

第2章 新たな交付金制度の在り方(続き)

■ 交付金の支援対象となる区域を、一般支援対象区域と特別支援対象区域に分類する(※2)。

※2 一般支援対象区域は、市場に委ねたのではサービスが維持されない可能性が高い地域とし、交付金により当該区域における有線ブロードバンドの維持を目的とする。一方、特別支援対象区域は、市場に委ねたのではサービスが維持されない可能性が極めて高い地域とし、将来交付金によって維持運用経費を支援することにより、未整備エリアの解消促進や公設設備の民設移行促進を目的とする。

■ 支援対象事業者は、一般支援対象区域や特別支援対象区域において、一者で有線ブロードバンドサービス(FTTH又はHFC方式のCATV)を提供している民間事業者とする(※3)。

※3 一般支援対象区域は、内部相互補助によるサービス維持が期待できる場合は支援対象とする必要はなく、事業者の部門別収支に照らして支援の必要性が認められる場合に限り支援対象とすることが適当である。一方、特別支援対象区域は、未整備エリアの解消促進や公設設備の民設移行促進という特別の政策的要請があることに鑑み、内部相互補助を前提とせず支援を行う必要があり、事業者の部門別収支を問わず支援対象とすることが適当である。

■ 支援対象設備・経費は、原則として、支援対象区域や特別支援対象区域のアクセス回線設備等の維持に通常必要な費用とし(※4)、設備の初期整備に要する費用は含まれないが、既存設備の更新に要した費用は減価償却費として含まれるものとするが適当である。

※4 ただし、離島への海底光ケーブル等、専ら支援対象区域へのサービス提供に用いられる中継回線設備でも特に維持運用経費が高いと考えられるものの維持に通常必要な費用についても、例外的に支援対象とする。

■ 交付金の支援額の算定は、原則として、標準的なモデルに基づき費用を算出し、その費用の一定部分を支援対象とするベンチマーク方式を採用することが適当である(※5、6)。

※5 海底光ケーブルの維持運用経費など、標準的なモデルの構築が極めて困難であることが判明した場合は、例外的に、実際費用を採用することも考えられる。

※6 特別支援対象区域については、収支が当然に赤字になると見込まれることから、ベンチマーク方式でなく、収支相殺方式を採用することが適当である。

■ 交付金の負担事業者は、受益者負担の考え方にに基づき、有線・無線ブロードバンドサービス提供事業者とし(※7)、契約数単位で各事業者の負担金額を算定することが適当である。

※7 不採算地域も含めた日本全体におけるブロードバンドサービスの提供が確保される結果として自らのサービスの利用可能者が増大するという意味では、OTT事業者も受益者であるが、このような観点からの受益者負担の可能性については、ネットワークのコスト負担の在り方全体を巡る議論の中で、中長期的な視点から、海外の事例も参考にしつつ、総合的に検討していくことが適当である。

■ 交付金制度の中長期的な在り方として、特定のサービスの維持を目的とした現行のユニバーサルサービスの仕組み自体を見直し、各種サービスの前提となる不可欠基盤(光ファイバ網等)の維持を目的とした新たな制度的枠組み(ユニバーサルアクセス)へと転換を図ることも、一つの選択肢であると考えられる。

【補論1】 いわゆるラストリゾート事業者に期待される役割

- 現状、①加入電話等は依然として国民生活に不可欠なサービスであり、NTT東西等の電話に関する責務は当面は引き続き維持する必要があると考えられること、②NTT東西等に過剰な法的責務を課すことは、NTT東西等の企業体としての合理的経営を損なうおそれがあることを踏まえ、今般の制度改正における対応として、**NTT東西等に対して、有線ブロードバンドサービスに関するラストリゾート事業者としての法的責務を課すことは、必ずしも適当ではない**と考えられる。
- その一方、今後、デジタル社会形成基本法で掲げられた理念等を踏まえ、有線ブロードバンド未整備地域の解消や公設公営・公設民営からの民設移行等を進めていくためには、**新たな交付金制度による支援も活用した上での、NTT東西やその他の有線ブロードバンドサービス事業者の協力が不可欠**である。
- そこで、有線ブロードバンド未整備地域の解消や公設公営・公設民営からの民設移行等を、国・自治体・事業者が連携して進めていく上での道筋を明らかにする観点から、**NTT東西やその他の有線ブロードバンドサービス事業者(例えば、特別支援対象区域の適格電気通信事業者となり得る事業者)に対し、不採算地域における有線ブロードバンドサービスの提供等に関する計画の公表等を求めることが適当**である。

第3章 事業者に対する規律の在り方

- 基礎的電気通信役務となる**有線ブロードバンドサービスの適切、公平かつ安定的な提供を確保するため**、有線ブロードバンドサービスを提供する事業者に対して、**原則として、基礎的電気通信役務となる電話と同様の規律**(契約約款の届出義務、役務提供義務、技術基準適合維持義務等)**を課す**。
- ただし、有線ブロードバンドサービスと電話の利用状況や事業者間競争等の差異を踏まえ、有線ブロードバンドサービスに係る規律については、**電話に係る同規律と比べて一部緩和・除外した上で適用**する(※8)。

※8 事業者間で合意した場合は相対契約を認める、役務提供義務の対象から卸電気通信役務を除外する、等

第4章 今後実施すべき事項

- 本研究会の最終取りまとめを踏まえ、法制化に向けた具体的な作業を実施すべきである。
- ブロードバンドサービスに係る新たな交付金制度を創設した場合に見込まれる**交付金額の総額と利用者1人当たりの負担額の試算を行い、公表したところ**。今後は、**新たな交付金制度の詳細設計**(例:支援対象経費の具体的な範囲や支援額の具体的な算定方法)**の具体化と並行しつつ、試算の精緻化を進め、随時、その結果を公表すべき**である。

- テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等のサービスを利用する上で不可欠な有線ブロードバンドサービスを、原則として日本全国どこでも利用可能にするため、電気通信事業法上の**基礎的電気通信役務***の新たな類型として、有線ブロードバンドサービスを追加。

* 国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信サービス

- 全国のブロードバンドサービス事業者が負担する負担金を原資とする**交付金制度**を新設。

具体的には、

- ① 不採算地域における有線ブロードバンドサービスの維持費用を支援(赤字の事業者に限る。)するとともに、
- ② 未整備地域を新規整備した後の有線ブロードバンドサービスの維持費用を支援。

該当するサービス

有線ブロードバンドサービス
(FTTH、CATV(HFC方式))



※ 携帯ブロードバンドサービスは、以下の理由から新たな交付金制度の対象とはしない。

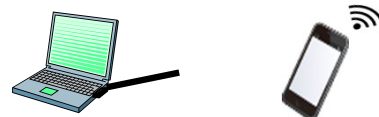
- ① 少なくとも現時点においては、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を継続的・安定的に利用するための手段としては、必ずしも十分でない場合があること
- ② 新たな交付金制度の対象としなくとも、事業者間の競争を通じた自主的な取組により、全国的なサービス提供が確保されると想定されること



新設するユニバーサルサービス交付金制度

負担対象事業者

有線ブロードバンドサービス事業者 携帯ブロードバンドサービス事業者



※携帯ブロードバンドサービス事業者も受益者として負担金を負担

負担金

(契約数に応じて負担)

約8円/月・契約
(現時点での試算)

支援対象事業者

不採算地域の
有線ブロードバンドサービス
事業者

※次頁のとおり、2つの区域分類により支援

交付金

(赤字の一部を補填)

約230億円
(現時点での試算)



※基礎的電気通信役務に該当するサービスには、契約約款の作成・届出義務、業務区域での役務提供義務等が課される。

不採算地域における有線ブロードバンドサービスの安定的な提供を確保するとともに、有線ブロードバンド未整備地域の解消等を促進するという新たな交付金制度の目的を踏まえ、**交付金制度の対象となる支援対象区域の指定に当たっては、以下の2種類の区域を区別して指定する。**

支援対象区域の分類	位置付け	実際の基準	支援の考え方
一般支援対象区域	市場に委ねたのではサービスが維持されない可能性が高いエリア	<ul style="list-style-type: none"> ① サービス提供のためのコストが相対的に高く、かつ、 ② 特定の事業者が1者でサービスを提供している地域 	当該事業者の経営状況に照らして支援の必要性が認められる場合に限り支援対象とする。
特別支援対象区域	市場に委ねたのではサービスが維持されない可能性が極めて高いエリア	<p>改正法公布日以降に新たに自治体事業による整備が行われた地域</p> <p>※その他、改正法公布日以降に公設公営・公設民営から民設民営への転換が図られた地域も対象</p>	未整備地域の解消促進等の政策的要請を実現するため、当該事業者の経営状況を問わず支援対象とする。

効果

- 有線ブロードバンドサービスの世帯カバー率が、99.9%まで上昇*し、
- これを将来にわたって安定的に維持可能
となると見込まれる

* 初期整備費用は、引き続き国庫補助金等で支援することを想定

費用

年間総額約227億円

契約者1人当たり月額約7.8円*

の費用負担が発生すると見込まれる

* ブロードバンドサービスの契約者数は、約2億4,100万として計算

試算に関する留意点

1. 今回の試算は、「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会・最終取りまとめ【案】」で示された提言の内容を踏まえつつ、一定の仮定の下、試算用の仮モデルを用いて行ったものであり、あくまで現時点での概算である。交付金額・負担金額の具体的な算定方法等は、新たな交付金制度の創設後、制度の運用開始までの間に、審議会等のオープンな場で改めて検討していくことを想定している。このため、実際の交付金額・負担金額は、今回の試算で示したのから変動する可能性がある。
2. 今回の試算では、一般支援対象区域・特別支援対象区域共通で、町字ごとの回線密度を変数とする回帰式モデルを用いて各町字のサービス提供コストを算出した。実際の制度運用段階では、より精緻なモデルを用いることが想定され、場合によっては、対象区域に応じて異なるモデルを使い分けたり、部分的に実際費用方式を採用することも考えられる。
3. 今回の試算では、一般支援対象区域・特別支援対象区域共通で、区域ベンチマークと費用ベンチマークを、FTTHの全国平均料金である月額5,000円に設定した。実際の制度運用段階では、異なる金額のベンチマークを採用することも考えられる。また、特別支援対象区域については、費用ベンチマークは設定せず、収支相殺方式を採用する。
4. 今回の試算では、設備コスト以外のコスト（例：顧客管理コストや営業コスト）は計上していない。この点については、適格電気通信事業者が果たすべき役割の範囲や卸先事業者等との競争中立性の確保等の観点を踏まえ、審議会等のオープンな場で改めて検討する。
5. 今回の試算では、全国規模の通信事業者や電力系の通信事業者以外の事業者（例：ローカルなCATV事業者）は、全て潜在的には一般支援対象区域の支援対象となり得るものと想定し、交付金額・負担金額の試算を行った。実際には、ローカルなCATV事業者等の全てが制度の運用当初から支援対象となるものではなく、人口減少の進展に伴い段階的に支援対象事業者が増加していくことが想定される。
6. 今回の試算では、未整備地域を持つ自治体や公設設備を有する自治体に対して実施したアンケートの結果を踏まえ、新たな交付金制度が創設された場合、①未整備地域を持つ自治体のうち、新たに180の自治体が新規整備を行い、②公設設備を保有する自治体のうち、新たに91の自治体が設備の民設移行を行うものと想定し、特別支援対象区域に係るコストを推計した。

【アンケート対象】 未整備地域を持つ全自治体及び公設設備を保有する全自治体
【アンケート期間】 令和3年12月14日（火）～令和4年1月14日（金）

7. 今回の試算では、上記の自治体に対するアンケートで新規整備や民間移行の可能性が見込まれた全ての自治体において、新規整備・民設移行が完了した状況を想定し、その時点で発生する交付金額・負担金額の試算を行った。実際には、新規整備・民設移行は段階的に行われるものであることから、交付金額・負担金額もこれに応じて段階的に変動していくこととなる。
8. 今回の試算では、離島への海底ケーブルに係るコストについては、全体費用を概算する観点から、巨長を変数とするモデルを用いて算出を行った。実際の制度運用段階では、適正な標準モデルの在り方について改めて検討を行い、適正な標準モデルの構築が極めて困難であることが判明した場合には、実際費用方式を採用することも考えられる。

事業者に対する規律の基本的考え方

- 現行の基礎的電気通信役務制度は、**基礎的電気通信役務の提供の適切性、公平性、安定性を確保**するため、基礎的電気通信役務を提供する事業者に対して、①**契約約款の届出義務**、②**会計整理義務**、③**役務提供義務**、④**技術基準適合維持義務等の各種規律**を課している。
- 今回の制度改正において、**有線ブロードバンドサービス（具体的には、FTTH及びHFC）を「基礎的電気通信役務」に追加**する場合、有線ブロードバンドサービスを提供する事業者についても、**役務提供の適切性、公平性、安定性を確保**するため、**一定の規律を課すことが適当**であるが、
 - ・ 電話と異なる**有線ブロードバンドサービスの特徴**や
 - ・ 平成13年の基礎的電気通信役務制度創設時以来、**約20年間における制度の運用状況**を踏まえ、**今回の制度改正を機に、所要の規制緩和**を行うことが適当である。

※ 1 例えば、電話に係る基礎的電気通信役務を「第1号基礎的電気通信役務」、有線ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務を「第2号基礎的電気通信役務」として規定することが考えられる。

※ 2 自ら回線を設置せず、他の事業者から卸電気通信役務の提供を受けて提供される有線ブロードバンドサービスについては、①卸元である回線設置事業者が提供するサービスに対して役務提供義務を含む各種規律が課されていれば、当該エリアにおける基礎的電気通信役務の提供の適切性、公平性、安定性は確保されと考えられること、②今般新設する交付金制度は、基本的には、支援対象エリアにおける回線設備の維持に必要な費用を支援するものであることを踏まえると、「基礎的電気通信役務」に追加する必要はないものと考えられる。

基礎的電気通信役務を提供する事業者に課されている規律（主なもの）

規制緩和の基本的考え方

- ・ 契約約款の作成・届出義務（法19条1項）
- ・ 約款に適合した役務の提供義務（同条3項）

有線ブロードバンドサービスは、利用態様が多様であり、**相対契約へのニーズが高いことから、有線ブロードバンドサービスについては相対契約を認める。**

- ・ 会計整理義務（法24条）

これまでの制度の運用状況を踏まえ、料金の適正性の確認は**特に必要な場合に料金の算定根拠等を事業者から個別に報告徴収**することで行うこととし、電話・有線ブロードバンドサービスを問わず、**一律の会計整理義務は廃止**する。

- ・ 役務提供義務（法25条）

有線ブロードバンドサービスについては広く卸契約が行われており、事業者間での交渉の自由を尊重する必要が高いことから、**有線ブロードバンドサービスについては卸事業者との契約は役務提供義務の対象外**とする。

- ・ 技術基準適合維持義務（法41条）

有線ブロードバンドサービスの品質は、利用者側の環境により大きく影響を受けるため、**有線ブロードバンドサービスの品質基準は、当面の措置として、名目速度で設定**する。また、**所要の猶予措置**を設ける。

3. 今後の課題

電気通信事業法の一部を改正する法律案(概要)

電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るため、以下の措置を講ずる。

①情報通信インフラの提供確保

- ブロードバンドサービスについては、契約数が年々伸び、「整備」に加え、「維持」の重要性も高まっている。
 - 新型コロナウイルス感染症対策を契機とした社会経済活動の変化により、テレワークや遠隔教育などのデジタル活用が増加している。
- ※ デジタル田園都市国家構想の実現のためにも、ブロードバンドの全国整備・維持が重要。

- 一定の**ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)**に位置付け、不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための**交付金制度を創設**する。
- 基礎的電気通信役務に該当するサービスには、**契約約款の作成・届出義務、業務区域での役務提供義務等**を課す。

②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保

- 情報通信技術を活用したサービスの多様化やグローバル化に伴い、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスク※が高まる中、事業者が保有するデータの適正な取扱いが一層必要不可欠となっている。
- ※ 国外の委託先から日本の利用者に係るデータにアクセス可能であった事案などが挙げられる。

- 大規模な事業者※が取得する**利用者情報について適正な取扱い**を義務付ける。
 - 事業者が利用者に関する情報を第三者に送信させようとする場合、**利用者に確認の機会を付与**する。
- ※ 大規模な検索サービスまたはSNSを提供する事業についても規律の対象とする。

③電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備

- 指定設備(携帯大手3社・NTT東・西の設備)を用いた卸役務が他事業者に広く提供される一方、卸料金に長年高止まりとの指摘がなされている。
- NTT東・西が提供する固定電話について、従来の電話交換機網からIP網への移行を令和3年1月に開始、令和7年1月までの完了を予定している。

- 携帯大手3社・NTT東・西の指定設備を用いた卸役務に係るMVNO等との協議の適正化を図るため、**卸役務の提供義務及び料金算定方法等の提示義務**を課す。
- 加入者回線の占有率(50%)を算定する区域を都道府県から各事業者の業務区域(例えばNTT東は東日本、NTT西は西日本)へ見直す。

上記のほか、認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の業務の追加、重大事故等のおそれのある事態の報告制度の整備等を行う。

中長期的な検討課題

- ブロードバンドサービスに係る交付金制度の創設後も、中長期的な検討を要する課題はなおも存在。
- 以下の点については総務省としても引き続き検討。

標準モデルによる交付金額の感度分析

- ・交付金制度は国民負担も発生しうるものであり、交付金額の算定に際しては慎重な検討が必要
- ・今後の人口減少等を見据え、交付金額の算定に係るパラメータの変化を踏まえた交付金額の算定方法を検討することで、社会的な状況の変化にも対応できる交付金制度を構築する必要
- ・交付金額の算定に係る制度の詳細については、審議会等のオープンな場で検討を予定しているが、その際に、人口等のパラメータが変化した場合、交付金の規模がどのように変動するかについて一定の検証が必要

OTT事業者に負担を求めるべきかについての検討

- ・ブロードバンドサービスに係る交付金制度では、受益者負担の考え方を採用し、不採算地域におけるブロードバンドサービスの提供が確保されることで利益を得る者全体に広く応分の負担を求める想定
- ・不採算地域も含めた日本全体におけるブロードバンドサービスの提供が確保される結果として自らのサービスの利用可能者が増大するという意味では、OTT(Over the Top)事業者も受益者であるとも考えられる
- ・上記のような観点からの受益者負担の可能性については、ネットワークのコスト負担の在り方全体を巡る議論の中で、中長期的な観点から、海外の事例も参考にしつつ、総合的に検討していくことが必要

放送のブロードバンドによる代替についての検討

- ・放送事業者の経営状況が厳しくなり、放送インフラの確保が困難となっており、対応が必要
- ・放送のブロードバンドによる代替の可能性を含めた放送ネットワークインフラの将来像については、現在、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」(座長：三友仁志 早稲田大学アジア太平洋研究科教授)における検討項目の1つとして議論が行われている
- ・上記検討会の議論も踏まえ、総務省として必要な対応を検討する